



水 第 1 9 6 号  
平成28年 9月16日

海津市水道料金等審議会長 様

海津市長 松 永 清 彦



水道料金の見直し及び下水道使用料の統一について（諮問）

海津市水道料金等審議会設置条例（平成19年条例第16号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 水道料金の見直しについて
2. 下水道使用料の統一について



## 理由書

### 1. 水道料金の見直しについて

本市の水道料金は、平成17年の合併時、協議に基づき旧町ごとのとおりとしてきましたが、合併協定書により平成19年度には、海津市水道料金等審議会を開催し、旧町ごとに異なる料金体系の統一を図るための答申をいただき、その後、海津市議会の議決を得て平成20年度より現行料金での経営を行ってまいりました。

しかし、近年は、市民の環境への関心と節水意識の高まりによる節水機器の普及、少子化及び転出等による人口減少などにより水の需要が減少し、料金収入が減少してきています。また、一方では老朽化施設の更新、耐震化による災害に強い施設の整備費用の増大が見込まれています。

このような状況の中で、経営の安定を図るため、料金体系の見直しを含めた水道料金の改定が必要であると考えています。

### 2. 下水道使用料の統一について

本市における広義の下水道処理として、最初に事業に着手しましたのが志津農業集落排水処理事業です。このとき地域では、「地域の水道」を利用している世帯が多く、水道使用量での算定方法は出来なかったため、世帯人員による算定方法が採用され今も続いています。また、地元の受益者負担金の負担方法の相違から料金体系も異なっています。

このように、下水道使用料に地域間格差が生じた状態であり、また人員の同じ世帯は排水量に差があっても同じ料金となるなど、負担の公平性からも望ましくない状態となっています。

このことを踏まえ、志津及び駒野新田農業集落排水処理施設使用料について、公共下水道事業を含めた市内統一料金への改定が必要であると考えています。

以上のとおり、水道料金の見直し及び下水道使用料の統一について、貴審議会に意見を求めるものであります。

